

農業大学校跡地周辺地域整備有識者会議設置要綱

(目 的)

第1条 農業大学校跡地周辺地域に整備予定のロボット開発支援フィールド（仮称）及びオープンイノベーションを促進する拠点の基本構想及び基本計画を策定する当たり、専門的な見地からの意見を聴取するため、「農業大学校跡地周辺地域整備有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。

- (1) 農業大学校跡地周辺地域の整備に関する事項
- (2) その他、農業大学校跡地周辺地域の整備に関し必要と認める事項に関する事項

(委 員)

第3条 有識者会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから産業労働部長が選任する。

- (1) ロボット開発に関する優れた見識を有する者
- (2) 県職員

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 有識者会議に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は有識者会議を代表し、議事を総括する。
- 3 委員長は、委員以外の者の出席を求め、必要に応じてその意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が委員長を代行する。

(運 営)

第5条 有識者会議は、委員長が招集する。

- 2 委員がやむを得ない事情により出席できない場合は、当該委員の代理の者を出席させることができる。
- 3 前項の規定により委員の代理として出席した者は、委員とみなす。
- 4 必要があると認めるときは、情報通信機器を活用して会議を行うことができる。
- 5 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議を行うことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、産業労働部次世代産業拠点整備担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、産業労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。